

所得税の確定申告が始まります

今年も所得税の確定申告が2月16日(金)から始まります。今回は平成29年分から適用される所得税の主な改正事項を取り上げます。

《セルフメディケーション税制》

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う者が、平成29年1月1日以後に自己又は自己と生計を一にする配偶者や親族に係る、特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合の医療費控除は、選択によって、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができるようになりました。

(※) 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

《医療費控除》

医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」又は医療保険者等が発行する医療費通知書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととされました。

(セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける場合は「セルフメディケーション税制の明細書」を添付します。)

《給与所得控除の引き下げ》

給与所得控除の上限額が220万円(給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除額)に引き下げられました。

《増改築をした場合の住宅ローン減税》

特定増改築等住宅借入金等特別控除について、その適用対象となる工事に特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等を加えるとともに、税額控除率2%の対象となる住宅借入金等の範囲に、特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等に要した費用に相当する住宅借入金等が加えられました。